

仕様書（案）

1 件名

令和7年度名古屋市CM映像（おとなの猫（成猫）の迎え入れ）の制作及び放送業務委託

2 内容

テレビ・市公式ウェブサイト等で放送・配信を行うCMの制作及び地上波テレビ（在名民放5局）のスポットCM枠での放送業務を委託するもの

3 委託期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 CM制作

（1）制作内容

15秒 1パターン

（2）映像の趣旨・内容

保護猫とは、さまざまな理由により行政施設やボランティアによって保護収容された猫のことである。名古屋市では、飼主が飼えなくなった猫や、母猫とはぐれた生まれたての子猫（自活不能猫）を収容し、必要な治療やトレーニングを施すことで、新たな飼主への譲渡へつなげている。

名古屋市では、令和6年度に744頭の猫を収容しており、そのうち293頭が新たに引取られた猫である。全体の収容頭数は減少傾向にあるものの、譲渡までに時間のかかる成猫の割合が高く（引取られた293頭の内253頭（86%）にあたる）、そのケアのために必要な治療や譲渡に向けた訓練に取り組むことが課題となっている。また病気等やむを得ない事情による殺処分が22頭行われており、名古屋市が目指す殺処分ゼロを達成するためにも、新たな飼い主への譲渡を増やすことは重要な課題である。

上記の課題解決のために、センターでは生後約4か月以降の猫をおとなの猫（成猫）として、その譲渡に力を入れている。成猫の「いいところ」である、以下の

- ① 性格が把握できる（飼主の生活に合う猫を選べる、落ち着いた魅力を味わえる）
- ② 避妊・去勢手術が済んでいる（各種治療、マイクロチップ装着や病気検査済み）
- ③ 自宅で飼育のトライアルができる（飼主や先住猫との相性チェックができる）

という3点を、名古屋市内外に住む猫の飼育を希望する人に周知し、成猫の譲渡につながるよう広告啓発を推進するCMを制作する。

（3）制作にあたっての留意事項

- ア 人権について十分に配慮すること
- イ 男女平等参画の観点について十分に配慮すること
- ウ 名古屋市の人権施策を踏まえた内容とすること
- エ 聴覚障害者へ配慮した字幕放送を行うこと

オ 純血種の猫を撮影に用いないこと

カ 撮影する猫は実写であることが望ましい。

キ 実写で撮影の際は、名古屋市動物愛護センターの雑種猫を撮影することも可能。動物愛護センター以外の場所で撮影を行う際は、脱走防止の対策措置を講じること。

(4) 業務委託内容

ア CMの企画立案

イ シナリオの作成

ウ 監督・演出

エ オリジナル映像の撮影、編集

オ 音楽、音声効果

カ その他CM制作に関する一切の業務

(5) 納入物(収録媒体)

電子データ (MP 4 等) を電磁的記録媒体 (DVD 等) に記録したもの 2 枚

(6) 納入期限

令和8年2月13日(金) 正午

(7) 納入場所

名古屋市市長室広報課(名古屋市役所本庁舎4階)

5 CM放送

(1) タイムランク及び放送回数

在名民放5局のスポットCM枠において、Aタイム2回・Bタイム8回・Cタイム9回(5局合計95回)を放送すること。具体的な放送時間帯は、名古屋市と協議の上、可能な範囲で対応すること。なお、上記放送回数は最低放送回数とし、さらに追加して放送できる場合は別途提案すること。

(2) 放送期間

令和8年2月20日(金)から令和8年2月26日(木)まで<予定>

*期間内に、上記(1)の回数を放送すること

(3) 放送実績の報告

放送後、放送した日時及びCMが放送されたときの視聴率を文書で提出すること。

6 追加提案について

(1) SNSにおいて可能な広告・宣伝方法があれば提案すること。

(2) その他インターネット広告など、CM放送以外に別途可能な広告・宣伝方法があれば提案すること。

7 二次使用について

(1) 本CM映像の他、本CMのために収録された音声、画像等の素材データについても二次使用できるものとし、名古屋市が依頼した場合、依頼した形式で提供すること。

- (2) 委託期間に関わらず、今後、本CM及び本CMのために収録された音声、映像等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

8 権利の帰属など

(1) 著作権の帰属

ア 本CM及び本CMのために収録された音声、映像素材及び上記4に規定する納入物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定された各権利を含む。）は名古屋市に譲渡されるものとし、その対価は委託金額に含まれるものとする。

イ 受託者は、名古屋市及び第三者に対し、本CMに関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、又、第三者がかかるとする権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

(2) 権利処理

ア 本CMに使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及び監督、脚本、出演者、カメラマン、アートディレクター、技術監督、実演家、レコード製作者その他本CMの制作に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行うこと。

イ 前項に関し、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。

9 その他

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の傷害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が（1）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (3) 受託者は、この契約による事務を処理するに当たり、別記「情報取扱注意項目」・「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (4) その他、本業務にあたり実施内容に疑義が生じた場合は、その都度、受託者と委託者で協議した上で業務を進めること。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

(電子情報の消去に関する特則)

第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

- 第 3 条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。